

兵庫県公報

令和8年8月18日 火曜日 第746号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（治山課）	5
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	5
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	19
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	20

公 告

○ 落札者等の公示（県民生活部総務課）	21
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	22
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	23

労働委員会規則

○ 労働委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則	23
-----------------------------	----

労働委員会訓令

○ 労働委員会事務局決裁規程等の一部を改正する訓令	23
---------------------------	----

公安委員会告示

○ 技能検定員審査の実施	24
○ 教習指導員審査の実施	26

警察本部公告

○ 落札者等の公示	27
-----------	----

正 誤

○ 令和7年10月10日付け兵庫県公報第659号中	28
---------------------------	----

公布された法令のあらまし

◎労働委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則（労働委員会規則第1号）

労働委員会事務局組織規則の一部改正により、組織が変更されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第833号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和8年8月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

南淡南部土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	阿 部 守	南あわじ市阿万吹上町1246番地1

兵庫県告示第834号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和8年8月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

西山・柳沢東土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	禾 野 雅 一	淡路市多賀1474番地

兵庫県告示第835号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年8月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

神戸市池谷福谷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 井 薫	神戸市西区櫛谷町福谷558番地
同	池 内 優 介	同 市同区櫛谷町池谷220番地
同	池 内 孝 匡	同 市同区櫛谷町池谷462番地の3
同	藤 井 明 彦	同 市同区櫛谷町福谷651番地
同	柳 瀬 毅	同 市同区櫛谷町福谷439番地
同	小 池 雅 裕	同 市同区櫛谷町池谷471番地
監 事	藤 井 克 也	同 市同区櫛谷町福谷122番地
同	柳 瀬 良 忠	同 市同区櫛谷町池谷718番地の1
同	柳 瀬 宏	同 市同区井吹台東町3丁目3番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	柳 瀬 憲 明	神戸市西区櫛谷町池谷170番地
同	池 内 優 介	同 市同区櫛谷町池谷220番地
同	小 池 雅 裕	同 市同区櫛谷町池谷471番地
同	藤 井 克 也	同 市同区櫛谷町福谷122番地
同	柳 瀬 毅	同 市同区櫛谷町福谷439番地
同	池 内 義 昭	同 市同区櫛谷町福谷825番地

監 事	藤 井 淳	神戸市同区櫛谷町福谷102番地の1
同	柳 瀬 良 忠	同 市同区櫛谷町池谷718番地の1
同	柳 瀬 宏	同 市同区井吹台東町3丁目3番地の1

~~~~~

#### 兵庫県告示第836号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年8月18日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 東播用水土地改良区

##### 退任役員

|       |       |                  |
|-------|-------|------------------|
| 役員の区分 | 氏 名   | 住 所              |
| 理 事   | 林 秀 樹 | 明石市魚住町清水2530番地の1 |

##### 就任役員

|       |         |                 |
|-------|---------|-----------------|
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
| 理 事   | 田 口 史 洋 | 加古郡稲美町岡1399番地の1 |

~~~~~

兵庫県告示第837号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年8月18日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

岡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	高 橋 秀 明	加古郡稲美町六分一1194番地の3
同	名 所 雅 典	同 郡同 町岡2225番地の4
同	平 山 輝 彦	同 郡同 町岡2299番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	岡 本 裕 三	加古郡稲美町六分一1202番地
同	田 中 利 樹	同 郡同 町岡2280番地
同	岡 本 正 弘	同 郡同 町岡2181番地

~~~~~

#### 兵庫県告示第838号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年8月18日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 兵庫県鮎屋川土地改良区

##### 退任役員

|       |         |             |
|-------|---------|-------------|
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所         |
| 理 事   | 相 曾 高 博 | 洲本市宇原88番地1  |
| 同     | 沖 田 和 弘 | 同 市大野1742番地 |
| 同     | 開 繁 幸   | 同 市金屋197番地  |
| 同     | 増 見 知 之 | 同 市前平206番地  |
| 同     | 清 水 敏 正 | 同 市木戸509番地2 |
| 同     | 山 口 恵 三 | 同 市新村73番地   |

|     |         |                   |
|-----|---------|-------------------|
| 同   | 門 口 益 育 | 洲本市池内923番地        |
| 同   | 正 井 和 夫 | 同 市納167番地         |
| 同   | 滝 本 弥 生 | 同 市鮎屋299番地        |
| 同   | 大 瀬 久   | 南あわじ市広田広田386番地    |
| 同   | 小 坂 利 夫 | 同 市広田中筋1177番地     |
| 同   | 長 尾 泰   | 同 市中条中筋593番地 1    |
| 同   | 藤 井 正 信 | 同 市中条中筋628番地      |
| 同   | 児 玉 昌 士 | 同 市中条徳原336番地 3    |
| 同   | 沖 津 裕 司 | 洲本市大野11番地 1       |
| 同   | 野 上 豊   | 南あわじ市中条中筋460番地    |
| 監 事 | 樋 口 雅 晴 | 洲本市池田155番地        |
| 同   | 宮 先 正 弘 | 南あわじ市山添595番地      |
| 同   | 出 口 修 次 | 同 市上物部二丁目 3 番 4 号 |

## 就任役員

## 役員の区分

## 理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

## 監 事

同

同

## 氏 名

相 曾 高 博

沖 津 裕 司

開 繁 幸

横 山 浩 嗣

清 水 敏 正

木 船 秀 彦

門 口 益 育

木 戸 秀 晃

滝 本 弥 生

宮 先 正 弘

小 坂 利 夫

藤 井 正 信

原 俊 行

児 玉 昌 士

立 田 眞奈美

野 上 豊

生 田 勝 教

吉 田 公 男

出 口 修 次

## 住 所

洲本市宇原88番地 1

同 市大野11番地 1

同 市金屋197番地

同 市池田319番地

同 市木戸509番地 2

同 市新村172番地

同 市池内923番地

同 市納1392番地

同 市鮎屋299番地

南あわじ市山添595番地

同 市広田中筋1177番地

同 市中条中筋628番地

同 市中条中筋777番地

同 市中条徳原336番地 3

洲本市大野420番地12

南あわじ市中条中筋460番地

洲本市前平272番地

南あわじ市広田広田247番地

同 市上物部二丁目 3 番 4 号

## 兵庫県告示第839号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月18日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 土地改良区の名称   | 認可年月日     |
|------------|-----------|
| 神戸市黒田土地改良区 | 令和8年5月28日 |

## 兵庫県告示第840号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月18日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 北野土地改良区  | 令和8年5月26日 |

兵庫県告示第841号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

|            |           |
|------------|-----------|
| 土地改良区の名称   | 認可年月日     |
| 大山川沿岸土地改良区 | 令和8年5月25日 |

兵庫県告示第842号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

|          |           |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
| 下新庄土地改良区 | 令和8年5月25日 |

兵庫県告示第843号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和8年8月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
朝来市生野町円山字屋敷215、216の1、216の2、217の1、217の2、221、224から227まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第844号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法

第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年8月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置                         |             |                                            |              |           |    |                   |
|----|------------------------------|-------------|--------------------------------------------|--------------|-----------|----|-------------------|
|    | 漁業種類                         | 操業区域<br>(注) | 漁業時期                                       | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン<br>数  | 隻数 | 漁業を営<br>む者の資<br>格 |
| 西播 | 手繰第2種漁業<br>こぎ網漁業             | 別記1の1       | 周年                                         | 別記2          | 5トン<br>未満 | 6隻 | 定めなし              |
|    | 手繰第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業           | 別記1の1       | 4月1日から10<br>月20日まで                         |              |           |    |                   |
|    | 手繰第3種漁業<br>そろばんこぎ網<br>漁業     | 別記1の2       | 4月1日から11<br>月20日まで                         |              |           |    |                   |
|    | 手繰第3種漁業<br>まんが漁業             | 別記1の3       | 10月20日から翌<br>年4月30日まで                      |              |           |    |                   |
|    | その他の小型機<br>船底びき網漁業<br>板びき網漁業 | 別記1の4       | 4月1日から12<br>月31日まで                         |              |           |    |                   |
|    |                              | 別記1の5       | 6月1日から12<br>月31日まで                         |              |           |    |                   |
| 北淡 | 手繰第2種漁業<br>こぎ網漁業             | 別記1の6       | 周年                                         | 同上           | 同上        | 1隻 | 同上                |
|    | 手繰第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業           | 別記1の6       | 周年                                         |              |           |    |                   |
|    | 手繰第2種漁業<br>いかなごばっち<br>網漁業    | 別記1の7       | 3月1日から7<br>月15日まで                          |              |           |    |                   |
|    |                              | 別記1の8       | 2月5日から7<br>月15日まで<br>及び11月25日か<br>ら12月4日まで |              |           |    |                   |
|    | 手繰第3種漁業<br>石こぎ網漁業            | 別記1の9       | 10月20日から翌<br>年5月31日まで                      |              |           |    |                   |
|    | 手繰第3種漁業<br>まんが漁業             | 別記1の10      | 10月20日から翌<br>年4月30日まで                      |              |           |    |                   |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年8月18日から同年9月18日まで

3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年3月31日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区 | 条件                                           |
|----|----------------------------------------------|
| 西播 | 別記3の1、3、4、5、6、7、8、11、12、13、17、19、20、21、22、23 |
| 北淡 | 別記3の2、3、4、5、6、7、8、9、10、13、14、15、16、18、20     |

## 別記1 操業区域

- 1 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 3 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 4 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 5 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 明石市古波止から197度の線、淡路市江崎灯台中心点と香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端とを結んだ直線、同市江井港西防波堤灯台中心点と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線及びその延長線並びに同市飾磨区から明石市古波止に至る間の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 8 淡路市野島川河口右岸と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線、神戸市横尾山頂上と淡路市江崎灯台中心点とを結んだ直線の延長線、同市尾崎と同市郡家との最大高潮時海岸線における境界点と上島灯台中心点とを結んだ直線及び同市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 9 淡路市野島江崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 10 淡路市江井崎から洲本市五色町鳥飼浦までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。

## 別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

## 別記3 条件

- 1 次の(6)、(7)及び(4)を順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
  - (1) たつの市地ノ唐荷島頂上
  - (2) 赤穂市取揚島頂上
  - (3) 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点

- (4) 岡山県備前市鹿久居島東端
- (5) 岡山県備前市大多府島南端
- (6) (5)と(1)を結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
- (7) (3)と(2)とを結んだ直線の延長線と(5)と(1)とを結んだ直線との交差点
- 2 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 3 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 4 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 5 たちうおを目的として操業してはならない。
- 6 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 7 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 8 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 9 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 10 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 11 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 12 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳綱は、1本を超えてはならない。
- 13 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 14 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 15 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 16 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 17 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 18 手繰第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

| 期間 | 3月から4月まで         | 5月から8月まで         | 9月から10月まで        | 11月から翌年2月まで      |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 時間 | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前4時から<br>午後8時まで | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前6時から<br>午後6時まで |

- 19 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

| 期間 | 3月から4月まで         | 5月から8月まで         | 9月から10月まで        | 11月から翌年2月まで      |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 時間 | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前4時から<br>午後8時まで | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前6時から<br>午後6時まで |

- 20 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 21 そろばんこぎ網漁業のそろばん綱（そろばん玉を付けた沈子綱）は1本とし、そろばん綱以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん綱を弛ませて使用してはならない。
- 22 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

| 直径          | 本体中央部の肉厚     | 周縁部の肉厚       |
|-------------|--------------|--------------|
| 11センチメートル以下 | 1.5センチメートル以上 | 0.5センチメートル以上 |

- 23 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



## 兵庫県告示第845号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年8月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置                |                                                       |                  |          |       |     |           |
|-----|---------------------|-------------------------------------------------------|------------------|----------|-------|-----|-----------|
|     | 漁業種類                | 操業区域                                                  | 漁業時期             | 推進機関の馬力数 | 総トン数  | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 明石浦 | 手繰第2種漁業<br>なまここぎ網漁業 | 共第9号共同漁業権漁場の区域。ただし、水深20メートル以浅の区域及び共第32号共同漁業権漁場の区域は除く。 | 12月1日から翌年2月末日まで  | 別記1      | 5トン未満 | 10隻 | 別記2       |
| 坊勢  | 手繰第2種漁業<br>なまここぎ網漁業 | 共第68、69、70、71、72、73、74、75号共同漁業権漁場                     | 12月1日から翌年3月31日まで | 同上       | 同上    | 2隻  | 同上        |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年10月15日から同年11月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年12月1日から令和9年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区  | 条件                    |
|-----|-----------------------|
| 明石浦 | 別記3の1、2、3、4、5、6、7、8、9 |
| 坊勢  | 別記3の1、9               |

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記3 条件

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 沈子、前沈子を使用してはならない。

- 4 手木の高さは、60センチメートルを超えてはならない。
- 5 張木の長さは、7メートル未満でなければならない。
- 6 漁具を曳網する曳網は1本を超えてはならない。
- 7 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 8 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 9 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

~~~~~

兵庫県告示第846号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年8月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
岩見	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第61-1号共同漁業権漁場	11月1日から 翌年4月30日まで	別記1	5トン未満	4隻	別記2
室津	手繰第2種漁業 なまここぎ網漁業	共第61-2号共同漁業権漁場	11月1日から 翌年4月30日まで	同上	同上	9隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年9月16日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年11月1日から令和9年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。

イ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

ウ なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

~~~~~

**兵庫県告示第847号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年8月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区         | 制限措置                |      |                   |              |            |    |                       |
|------------|---------------------|------|-------------------|--------------|------------|----|-----------------------|
|            | 漁業種類                | 操業区域 | 漁業時期              | 推進機関<br>の馬力数 | 総 ト ン<br>数 | 隻数 | 漁 業 を<br>営 む 者<br>の資格 |
| 東播磨、<br>高砂 | 手繰第3種漁業<br>あさり貝桁網漁業 | 別記1  | 3月1日から<br>5月31日まで | 別記2          | 5トン<br>未満  | 1隻 | 別記3                   |

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年8月18日から同年9月18日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年10月31日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。

イ あさり以外の水産動物を採捕してはならない。

ウ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

エ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

## 別記1 操業区域

共第20号共同漁業権漁場

## 別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

## 別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

~~~~~

兵庫県告示第848号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年8月18日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
神戸市	いわし・いかな ご船びき網漁業	別記1の1	周年	別記2	10トン未 満	2隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

(2) 機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総 ト ン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
淡路市東浦	いわし・いかなご 船びき網漁業	別記 1 の 2	周年	別記 2	5 トン 未満	2 隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年8月18日から同年9月18日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記 1 操業区域

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後3時から翌日午前4時まででは操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

兵庫県告示第849号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法

第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年8月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
兵庫	さより 船びき網漁業	別記1	9月1日から 翌年5月31日まで	別記2	10トン 未満	2隻	別記3

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年8月18日から同年9月18日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。

イ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

別記1 操業区域

神戸地先海面。ただし、神戸港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線と傍示川右岸突堤から175度の線との交点、同交点から傍示川右岸突堤まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業種類：いわし・いかなご船びき網漁業）の許可を受けた船舶を使用する者。ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。

兵庫県告示第850号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第2号に掲げるあわび漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年8月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 機船あわび漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
兵庫	機船あわび漁業 (注)	別記の1	周年	定めなし	定めなし	5隻	定めなし
神戸	同上	別記の2	同上	同上	同上	1隻	同上
伊保	同上	別記の3	同上	同上	同上	4隻	同上
大塩町、的形	同上	別記の4	同上	同上	同上	9隻	同上
姫路市八木、白浜、中部、網干	同上	別記の5	同上	同上	同上	11隻	同上
家島町	同上	別記の6	同上	同上	同上	10隻	同上
由良町B	同上	別記の8	同上	同上	同上	3隻	同上
由良町C	同上	別記の9	同上	同上	同上	4隻	同上
岩屋	同上	別記の10	同上	同上	同上	13隻	同上
岩見	同上	別記の11	同上	同上	同上	5隻	同上

(注) 漁業種類にある「機船あわび漁業」とは船舶を使用するあわび漁業をいう。

(2) あわび漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	漁業者 の数	漁業を営む 者の資格
兵庫	あわび漁業	操業区域の1	周年			5人	定めなし
由良町A	同上	操業区域の7	同上			30人	同上

(注) 漁業種類にある「あわび漁業」とは船舶を使用しないあわび漁業をいう。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年12月1日から令和9年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- 1 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における同市長田区・須磨区界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 4 高砂市曾根町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 5 姫路市大塩町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 6 加古郡播磨町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 洲本市、淡路市及び南あわじ市の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 明石市から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 9 尼崎市から神戸市兵庫区地先の共第1号共同漁業権漁場東端までの地先海面。ただし、神戸市地区の小型機船底びき網漁業の操業区域を除く。
- 10 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 共第61-1号より北の兵庫県海面のうち、たつの市の区域



兵庫県告示第851号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第3号に掲げるなまこ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年8月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置
(1) 機船なまこ漁業

地区	漁業 種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
兵庫	機船なま こ漁業 (注)	別記の 1	11月 1 日から 翌年 4 月30日 まで	定めなし	定めなし	5 隻	定めなし
神戸	同上	別記の 2	同上	同上	同上	1 隻	同上
伊保	同上	別記の 3	同上	同上	同上	4 隻	同上
大塩町、的形	同上	別記の 4	同上	同上	同上	11隻	同上
姫路市八木、白 浜、中部、網干	同上	別記の 5	同上	同上	同上	13隻	同上
家島町	同上	別記の 6	同上	同上	同上	10隻	同上
由良町B	同上	別記の 8	同上	同上	同上	3 隻	同上
由良町C	同上	別記の 9	同上	同上	同上	4 隻	同上

岩屋	同上	別記の10	同上	同上	同上	13隻	同上
岩見	同上	別記の11	同上	同上	同上	5 隻	同上

(注) 漁業種類にある「機船なまこ漁業」とは船舶を使用するなまこ漁業をいう。

(2) 船舶により行わないもの

地区	漁業 種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	漁業者 の数	漁業を営む 者の資格
兵庫	なまこ 漁業 (注)	別記の1	11月1日から 翌年4月30日まで			5人	定めなし
由良町A	同上	別記の7	同上			30人	同上

(注) 漁業種類にある「なまこ漁業」とは船舶を使用しないなまこ漁業をいう。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年9月15日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年11月1日から令和9年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付ける
とがある。

別記 操業区域

- 1 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における同市長田区・須磨区界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 4 高砂市曾根町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 5 姫路市大塩町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 6 加古郡播磨町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 洲本市、淡路市及び南あわじ市の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 明石市から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 9 尼崎市から神戸市兵庫区地先の共第1号共同漁業権漁場東端までの地先海面。ただし、神戸市地区の小型機船底びき網漁業の操業区域を除く。
- 10 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 共第61-1号より北の兵庫県海面のうち、たつの市の区域

兵庫県告示第852号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期

間を次のように定める。

令和8年8月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
加古川市	ひき縄漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1 隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年8月18日から同年9月18日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

明石市から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

兵庫県告示第853号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年8月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
兵庫	なまこ・あわび・さざえ潜水器漁業	別記 1	11月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	定めなし	定めなし	1 隻	別記 2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年12月1日から令和9年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。

イ なまこ・あわび・さざえ以外の水産動植物を採捕してはならない。

ウ 潜水士は1名とし、下記潜水士以外の者を潜水させてはならない。

潜水土名	
------	--

別記1 操業区域

共第9号共同漁業権漁場の区域（水深20メートル以浅の区域に限る）。ただし、共第32号共同漁業権漁場の区域は除く。

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

兵庫県告示第856号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第15号に掲げる文鎮こぎ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年8月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
加古川 高砂	文鎮こぎ 漁業	別記 1	12月 1 日から翌年 3 月31日まで	別記 2	定めなし	1 隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年8月18日から同年9月18日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア けた又ははりの長さは、6メートルを超えてはならない。

イ　すまるの数は、40箇を超えてはならない。

別記 1 操業区域

共第21号、22号共同漁業権漁場

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

兵庫県告示第857号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

を次のように定める。

令和8年8月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の 資格
姫路	かさご・めばるかご 漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年8月18日から同年9月18日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和11年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア かご網の目合は8節を含みこれより大きくななければならない。

イ かご数は50個以内でなければならない。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年8月18日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 落札に係る物品等の名称及び数量

兵庫陶芸美術館ほか6施設で使用する電気 予定数量6,646,363キロワット時/年

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県県民生活部総務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和8年2月20日

4 落札者の名称及び住所

しろくま電力株式会社 東京都港区芝大門二丁目4番6号豊国ビル

5 落札金額(税抜)

133,438,601円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和8年1月6日

~~~~~

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年8月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 （仮称）コーナンPRO姫路飾磨店  
所在地 姫路市飾磨区細江110
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町4丁401番地1 疋田直太郎
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町4丁401番地1 疋田直太郎
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和9年4月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,089平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
23台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
9台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
56平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
23.6立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 閉店時刻  
午前6時15分 午後9時45分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
出入口2箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和8年7月31日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課
  - (2) 縦覧期間  
令和8年8月18日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

令和8年12月18日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年8月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町国岡字前條622番 2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神戸市西区小山二丁目 7 番15号  
竹 内 保 義
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和 8 年 2 月 19 日  
兵庫県指令東播（加十）（建）第 1 - 19 号（7 稲美）

労働委員会規則

労働委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月18日

兵庫県労働委員会

会長 米田耕士

労働委員会規則第1号

## 労働委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則

労働委員会事務局公文書管理規則（令和２年労働委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り、同条第3項中「課ごとに」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

労働委員会訓令

兵庫県労働委員会訓令第1号

事務局

労働委員会事務局決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年8月18日

兵庫県労働委員会

会長 米 田 耕 士

## 労働委員会事務局決裁規程等の一部を改正する訓令

(労働委員会事務局決裁規程の一部改正)

第1条 労働委員会事務局決裁規程（平成17年労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表（第3条関係）

| 事務局長専決事項                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 課長専決事項                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 総会又は公益委員会において議決された事項の実施に関すること。<br>2 会長又は調停委員会の委員長等が決定した事項（第3項から第6項までに掲げるものを除く。）の実施に関すること。<br>3 労働争議の実情調査報告書を受領すること。<br>4 あっせん員候補者の氏名、閱曆等を公表すること。<br>5 労働争議のあっせん、調停及び仲裁の経過報告書を受領すること。<br>6 労働組合資格審査表の作成に関すること。<br>7 事務局長連絡会議に関すること。<br>8 主管課長会議の主催に関すること。<br>9 その他報告、照会、通知、回答及び調査（軽易なものを除く。）に関すること。 | 1 公文書の公開等に関する決定、通知、実施等に関すること。<br>2 個人情報の開示等に関する決定、通知、実施等に関すること。<br>3 主管課長会議（主催を除く。）に関すること。<br>4 軽易な報告、照会、通知、回答及び調査並びに定型的な事項の処理に関すること。<br>5 臨検検査従事者証明書の交付に関すること。 |

（労働委員会事務局公文書管理規程の一部改正）

第2条 労働委員会事務局公文書管理規程（平成17年労働委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条本文中「総務調整課」を「審査課」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第4条の見出し中「総務調整課における」を削り、同条中「総務調整課は、前条の規定により受領した文書を主務課に配布するものとする。ただし、」を削る。

第5条の見出し中「主務課における」を削り、同条本文中「主務課においては、」を削り、同条第3号中「電磁的記録」を「電磁的記録」に改める。

第6条中「文書課」を「法務文書課」に改める。

第8条第1項中「総務調整課」を「審査課」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 資格審査決定書番号簿（様式第6号）

(5) 資格証明書番号簿（様式第7号）

第8条第2項を削る。

第10条本文中「主務課は、第4条の規定により、」を削り、「文書の配付を受けた」を「文書を受領した」に改める。

第11条第1項中「主務課の」を削る。

（労働委員会公印規程の一部改正）

第3条 労働委員会公印規程（平成17年労働委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務調整課長」を「審査課長」に改める。

第5条第1項中「総務調整課」を「審査課」に改める。

別表兵庫県労働委員会事務局総務調整課長印の項を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第166号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識について行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定によ



り、次のとおり公示する。

令和8年8月18日

兵庫県公安委員会

委員長 高見澤 恵美子

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

令和8年10月3日（土）から同月23日（金）まで

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和8年8月18日（火）から同月20日（木）までの午前8時30分から午後4時30分までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に110円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し又は免許情報記録を出力したもの（以下「運転免許証の写し等」という。）

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和8年8月18日（火）から同月20日（木）までの午前8時30分から午後4時30分までの間

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が提出するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和8年8月20日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,750円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,800円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,450円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては22,200円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 受付後の審査手数料は、返還しない。

5 携行品

運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び筆記用具

## 6 合格者の発表

令和8年11月10日（火）午前9時00分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

## 7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 0570-078-912



兵庫県公安委員会告示第167号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年8月18日

兵庫県公安委員会

委員長 高見澤 恵美子

## 1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、  
教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、  
教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

## 2 教習指導員審査の期日

令和8年10月3日（土）から同月23日（金）まで

### 3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

#### 4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和8年8月18日（火）から同月20日（木）までの午前8時30分から午後4時30分までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に110円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)又は教習指導員審査(牽引)を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証の写し又は免許情報記録を出力したもの(以下「運転免許証の写し」等)という。

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し等及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和8年8月18日（火）から同月20日（木）までの午前8時30分から午後4時30分までの間

(3) 提出先

兵庫縣警察本部交通部運輸免許試験場教習所係

#### (4) 提出方法

原則として、本人が提出するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和8年8月20日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては15,100円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては12,000円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,950円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,850円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 受付後の審査手数料は、返還しない。

5 携行品

運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び筆記用具

6 合格者の発表

令和8年11月10日（火）午前9時00分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 0570-078-912

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年8月18日

契約担当者

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
地域安全総合対策サブシステム賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年8月3日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3-4-1
- 5 落札金額  
5,661,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和8年6月23日

## 正 誤

○令和7年10月10日付け（兵庫県公報第659号）

兵庫県選挙管理委員会告示第52号（1 政治団体の設立の届出（1）その他の政治団体 国会議員関係政治団体以外の政治団体）中

| （ページ） | （行）  | （誤）     | （正）     |
|-------|------|---------|---------|
| 6     | 下から7 | 山 本 節 子 | 山 野 節 子 |